

Title	編集後記
Sub Title	
Author	平野, 裕之(Hirano, Hiroyuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.23 (2012. 5)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120529-0380

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

編集後記

久しぶりの編集後記である。慶應法学に創刊号から関与して来た者として、慶應法学が23号を数えるに至ったことは感慨極まりない。学生によるリサーチペーパーも掲載され、法科大学院生の研究者への登竜門としての機能も果たしている。

ところで、何年前か忘れたが、授業評価アンケートで、「外国法や起草過程は話さないで下さい。学説も判例とは異なる学説は1つまでにして下さい」といった内容が書かれていて、旧司法試験と比べて合格率が格段に改善されたのに「意外と心の余裕がないな、でも試験に受からなければ元も子もないし……」と複雑な思いに駆られた覚えがある。慶應ローの先生ならば誰でも最先端の議論をまた詳細に紹介して、学問的興味を満足させることはできる。しかし、その「学問的興味」を持つほどの余裕のある学生が、合格率の低下と共に益々少なくなってきている。所詮、目の前にいるのは修習生ではなく「受験生」だと割り切って、いろいろマニアックに話したいところを、「受験生」の要望に応じて適当な所で止めざるを得ない。しかし、チャレンジングな法的思考力を身につけてもらおうと、たまに深く議論すると「あれは余計であった」などと授業評価でまた書かれてしまう。こちらの理念を学生に押し付けるか、学生の要望にこちらがあわせるか、自由競争の経済社会であれば後者であろう。ローの教育はそうではないと思いつつ、教えた学生が不合格で悲しむ姿は見たくはないというのも本音である。

旧司法試験時代は受験指導が大学の付属機関で行われていたが、現行の司法試験ではそれもご法度だそうである。全てのことには、それに到達するためにスキル・こつ・センスといったものが必要である。それに気がつかずに苦労している者が、助言・指導によって開眼し急速に進歩するということはある。そういったスキルの習得のための指導がローの授業ではだめ、課外の機関を設定して行うのもだめとなると、学生の自主的なゼミに期待せざるをえない。そうなると、一緒に勉強する学生のレベルが高くなければ得られるものは少なく、ローの教育ではなく学生の質の高いローが合格には有利ということになる。また、学生同士が足の引っ張り合いをするような雰囲気は駄目で、みんなでゴールを目指して励まし協力し合うような雰囲気を醸し出しているローがよいことになる。この点では、慶應ローは日本一を誇れるのではないかと信じている。学生諸君には、授業とは別に時間を作って予習ゼミ・復習ゼミ更には自習ゼミなどを作って切磋琢磨してもらいたい。でも、そうするとローの存在意味はその契機を作るだけ……。疑問を持ちながらも、所詮結局、「勉強は自分でするもの」と無理やりまとめておこう。

(編集委員を代表して 委員長 平野裕之)